ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム
ハッピーランドあいかわ　重要事項説明書
＜令和８年８月１日現在＞

１　提供するサービスについての相談窓口
担　当　　生活相談員　　高橋　浩子
電　話　　０２４１－３８－３９００

２　施設の概要
(1) 提供できるサービス種類　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
施　設　名　称　　特別養護老人ホーム ハッピーランドあいかわ
所　在　地　　福島県喜多方市山都町相川字鶴巻田甲 978-4
介護保険指定番号　　地域密着型介護老人福祉施設(福島県0790800064号)

(2) 当施設の職員体制

		常　勤	非常勤	計（名）
管理者（施設長）		１		１
医　師（嘱託医）			１	１
看　護　職　員		２(兼)	１	３(兼)
介護職員	介護福祉士	１２	２	１４
	その他	３		３
生活相談員		１(兼)		１(兼)
介護支援専門員		１(兼)		１(兼)
機能訓練指導員		１(兼)		１(兼)
管理栄養士		１		１
栄　養　士		２	１	３
調　理　員		１		１
事　務　員		１		１
その他職員		１	１	２

＊介護員が２４時間体制で勤務しています。
＊看護職員が８：３０～１７：３０の間、勤務しています。
＊協力医療機関と２４時間連絡体制を取っています。

(3) 当施設の主な設備の概要

定　員		29 名	共同生活室	3 室
居　室	1 人部屋	29 室	健康相談室	1 室
浴室	一般浴室、特殊浴室		多目的室	1 室

３　職務内容
施設長(管理者)　施設の業務運営を統括管理し、職員を指揮監督すること。
医師(嘱託)　入所者の健康管理に関すること。
看護職員　入所者の診療協力、看護、保健衛生指導及び職員の疾病予防及び保健衛生に関すること。
介護職員　入所者の日常生活全般にわたる介護に関すること。
生活相談員　入所者の生活相談及び援助の企画立案・実施に関すること。
介護支援専門員　施設サービス計画の作成及び計画に付随する業務に関すること。
機能訓練指導員　入所者の機能回復、機能維持に必要な訓練に関すること。
管理栄養士及び栄養士　入所者の状況に応じた給食計画及び管理を行うほか、栄養指導、調理指導、給食物品の管理に関すること。
調理師・調理員　献立表に基づく調理に関すること。
事務員　施設運営に係る庶務･経理･利用に基づく請求等に関すること。

その他職員　利用者の生活環境の整備等に関すること。

4　事業目的

当施設は、サービス計画に基づき居宅における生活への復帰を念頭において、日常生活の世話、機能訓練、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的といたします。

5　運営方針

『施設は、利用者のためにある。』を原点に、「常に笑顔と生き甲斐のある家庭的雰囲気」と「人間としての尊厳を尊重する」ことを最優先とし、職員は常に新たなるサービスを提供するために日々研鑽し、職員一同一体となって地域に開かれた施設として運営を行うものとする。

6　サービス内容

①施設サービス計画の立案　②食事 ③入浴 ④介護　⑤機能訓練
⑥生活相談　⑦健康管理　⑧特別食の提供　⑨理容サービス
⑩行政手続代行　⑪レクリエーション　　等

7　食事の提供内容

1　食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものにするとともに、適切な時間に行います。
2　各食事時間については、次の通りです。
　朝食　午前７：４５　昼食　午後０：００　夕食　午後６：００
3　食事の提供は利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り、離床して共同生活室で行うよう努めております。

8　利用料金及び支払い方法

※別紙利用料金表
※特例施設介護サービス費

要介護者が、緊急やむを得ない理由で①要介護認定の申請前に施設サービスを受けた時、②被保険者証を提示しないでサービスを受けた時、は市町村が必要と認めた場合には特例介護サービス費が償還払いで支給されます。

※その他料金

①預かり金等管理サービス料

１日あたり￥５０

②理髪サービス料

別途お問い合わせください。

③コロナ・インフルエンザ予防接種料

実費

④その他個別に利用したサービスにかかる費用

実費（個人用新聞代、日用品代、協力医療機関以外の受診に要する交通費…等）

9　入退所の手続き

(1)　入所手続き

まずは、お電話の上、ご来所されお申し込みください。所定の入所手続き、『入所申込書』をご提出いただきます。
入所と同時に契約を結び、サービスを開始します。

(2)　退所手続き

①　お客様のご都合で退所される場合
退所を希望する日の７日前までにお申し出ください。

②　自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・お客様が他の介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護度認定区分が、要介護１～２、自立または要支援と認定された場合
※要介護１～２と認定を受けた場合、特例入所に該当する場合もございます。
・お客様がお亡くなりになった場合

③　その他

・お客様が、サービス利用料金の支払を３ケ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント、その他の迷惑行為を含む）をおこなった場合は、退所していただく場合がございます。
・お客様が病院または診療所に入院し、明らかに３ケ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後３ケ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。なお、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。

１０　当施設のサービスの特徴等

(1)　運営の方針

「自分が入りたい施設」「あたり前のことをあたり前にできる施設（個別ケア）」を目指し、職員はよりよいサービスを提供する為、日々研鑽を積み地域に開かれた施設として運営を行うものと致します。

(2)　施設利用に当たっての留意事項

・面会者は施設の規則並びに職員の指示にしたがって下さい
・外泊または外出しようとするときは所定の手続きをとって下さい
・全館禁煙となっております
・金銭、貴重品の相互貸借を行わないで下さい
・発声、テレビの音等他人の迷惑にならないようにして下さい
・職員の指導・指示に従うこと
・相互の親睦を図り、紛争を避けること
・相互の金品の貸借をしないこと
・身の回りの整理整頓に心掛けること
・火気の取り扱いには十分に注意すること
・喫煙は指定の場所以外ではしないこと
・発声、テレビの音など他人の迷惑にならないようにすること
・腐敗性の飲食物を持ち込んだり、保存したり、飲食しないこと
・職員または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと
・職員または他の利用者に対し、次のようなハラスメント行為を行わないこと。
①身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
②精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
③セクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
④その他、悪質クレームや理不尽な苦情等
・その他の決められた以外の物を持ち込まないこと
・その他施設長が必要と認めた事項を遵守すること

１１　ご利用者の重度化への対応

(1)施設における医療サービスを円滑に提供するため常勤の看護スタッフに責任者として看護職員を配置します。
責任者：看護師　　齋藤　希望
(2)看護職員により病院もしくは診療所もしくは訪問看護ステーションとの連携により施設利用者（一般入所者及び短期入所者）に対し、２４時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保します。
(3)当施設の看取りに関する指針（別紙）に基づき、入所の際に入所者又はご家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ることとします。
(4)よりよい施設での生活、終末期を送って頂けるよう職員の研修に努めていきます。
(5)施設は、看取りのための状況に応じた環境を確保します。

１２　緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。また、職員間においては、緊急連絡網により即時対応できる体制を整えています。

協力病院……飯塚病院　電話０２４１-２４-３４２１
有隣病院　電話０２４１-２４-５０２１

また、当施設のサービス提供により事故が発生した場合には、事故発生時の対応マニュアルにより速やかに対応し、市町村・家族等に連絡を行います。

１３　事故発生時の対応

当施設は、いかなる事故の発生もないサービスの提供に努めていますが、万が一の発生時には誠意をもち対応します。

1 サービス提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族・各市町村・その他関係機関等に連絡をすると共に必要な措置を講じます。

2 サービス提供により、施設が賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償等必要な措置を行います。（但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は除きます。）

１４　非常災害対策

・防災時の対応…　協力病院及び関連施設との間で相互応援体制をとっている
・防災設備……　非常通報設備、屋内消火栓など
・防災訓練……　毎月実施する
・防災責任者……　防火管理者及び防火管理委員会を設置している

１５　個人情報の保護

当施設では、ご利用者、ご家族等の個人情報の取り扱いについて自主的なルール及び体制を確立し、適切な取り扱いに努めています。
詳細については、契約時に別途資料を用いご説明の上、サービス提供上必要な個人情報の使用等について「個人情報使用に関する同意書」を頂きます。

１６　サービス内容に関する相談・苦情

相談窓口は当施設以外に、第三者委員・市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

解決責任者　佐　藤　幸　子　　（施設長）
受付担当者　高　橋　浩　子　　（生活相談員）
電話　０２４１－３８－３９００
第三者委員　上野　啓介（社会福祉法人天心会監事）
電話　０２４１－２２－４４９７
飛弾　勝子（天心会評議員）
電話　０２４１－２４－２７５９
受付時間　月曜日～金曜日　　午前１０時～午後６時

１７　福島県　第三者評価　未実施

１８　当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　天心会
代表者役職・氏名	理事長　飯塚　卓
本部所在地・電話番号	福島県喜多方市松山町村松字北原３６５６－１１ 電話　０２４１－２１－１０１５

定款の目的に定めた事業
第一種社会福祉事業
１、特別養護老人ホーム北原荘の設置経営
２、軽費老人ホームケアハウス啓愛ヴィラの設置経営
３、特別養護老人ホームハッピーランドやまとの設置経営
４、養護老人ホーム鮮雲荘の設置経営
５、救護施設しののめ荘の設置経営
６、特別養護老人ホームハッピーランドあいかわの設置経営
７、特別養護老人ホームハッピーランドやまと南館の設置経営

第二種社会福祉事業
１、介護老人保健施設天心ケアハイツの設置経営
２、老人介護支援センター(天心ケアハイツ在介センター)の設置経営
３、老人短期入所事業（北原荘）
４、老人短期入所事業（ハッピーランドやまと）
５、老人デイサービス事業(デイサービスセンター啓愛ヒルズ)
６、老人居宅介護等事業
７、認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホームすこやか)
８、障害福祉サービス事業の経営（グループホームさざんか）
９、老人短期入所事業（ハッピーランドあいかわ）
１０、小規模多機能型居宅介護事業（ユースフルまつやま）
１１、特定相談支援事業、障害児相談支援事業（障がい者相談支援事業しののめ）

「特別養護老人ホーム　ハッピーランドあいかわ」への入所にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地　福島県喜多方市山都町相川字鶴巻田甲 978-4
名　称　特別養護老人ホーム　ハッピーランドあいかわ

施設長　　佐　藤　　幸　子　　印

説明者
所　属　　生活相談員
氏　名　　高　橋　　浩　子　　印

私は、本書面により事業者から「特別養護老人ホームハッピーランドあいかわ」 についての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

利用者　住　所

氏　名　　印

身元引受人　住　所

氏　名　　印